

よもぎた 議会だより

令和3年11月9日発行

第207号



まちたんけん 10月12日

蓬田小学校2年生6名が蓬田村役場のたんけんに行ってきました。どんな仕事をするのかなど村長にインタビューしたり、ひとりひとり実際に行政防災無線で村内放送を体験しました。

目次

- 第3回定例会(令和2年度決算報告)・・・P 2
- 決算特別委員会審議から・・・P 4
- 補正予算 9月議会で何が決まったの・・・P 6
- 一目でわかる審議結果・・・P 7
- 4議員の一般質問(あなたの声を村政に)・・・P 8
- 要望書提出・・・P16

U R L http://www.vill.yomogita.lg.jp/sonsei/sonsei_8.html

E-mail yomo-gikai01@vill.yomogita.lg.jp

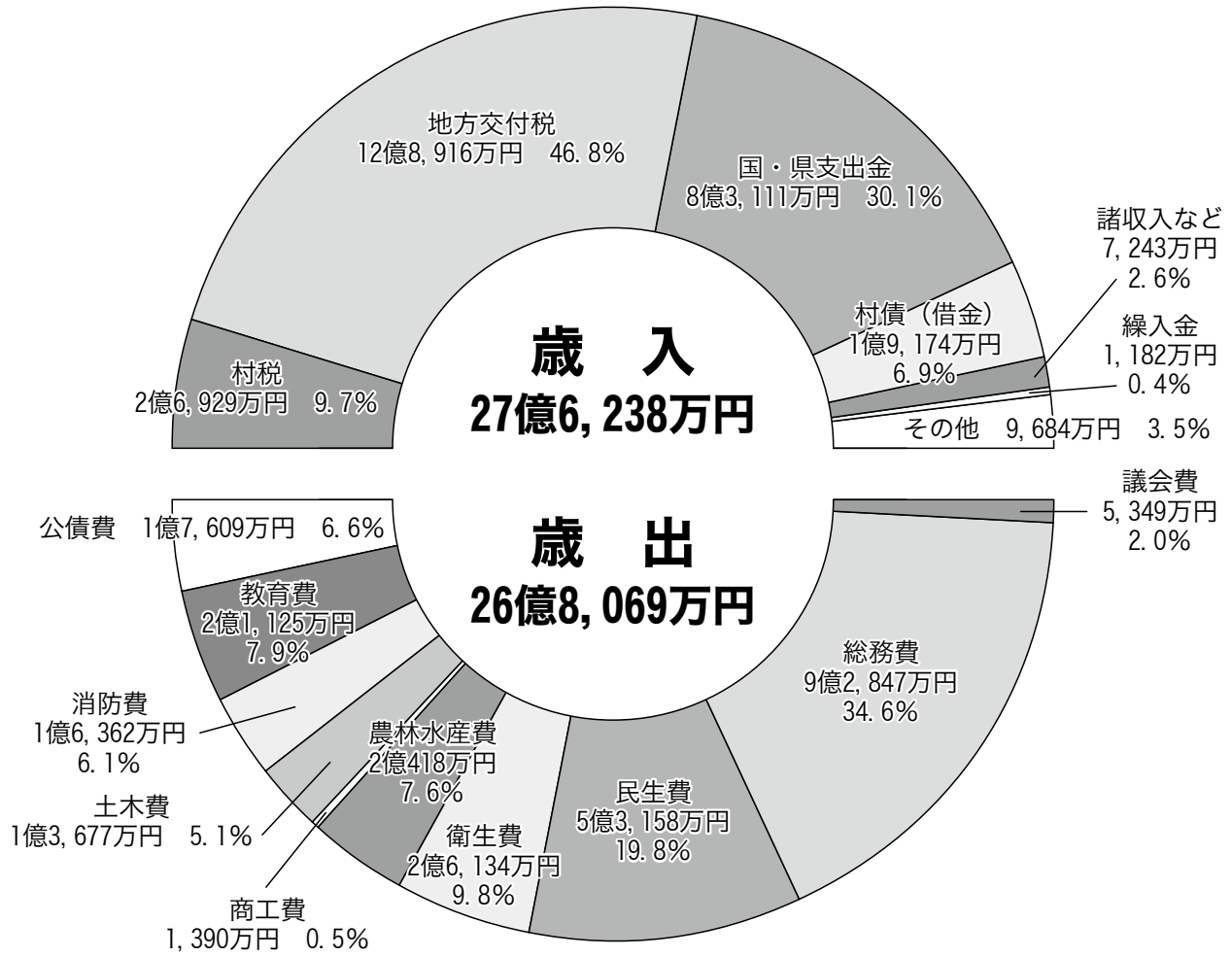
●発行/青森県蓬田村議会 ●編集/議会広報編集委員会 〒030-1211 青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3/TEL 0174-27-2111



令和2年度一般会計
決算

**26億8,069万円は
どう生かされたか**

第3回定例会が、9月7日から10日までの4日間の会期で開催されました。
今定例会では令和2年度一般会計歳入歳出決算など議案19件を審議し、全案件を承認、可決しました。



令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び歳計剰余金

会計名	歳入総額	歳出総額	歳計剰余金
一般会計	27億6,238万円	26億8,069万円	8,169万円
学校給食センター特別会計	2,622万円	2,558万円	65万円
国民健康保険特別会計	4億7,465万円	4億7,348万円	117万円
簡易水道事業特別会計	8,842万円	8,695万円	147万円
介護保険特別会計	4億8,543万円	4億8,270万円	274万円
後期高齢者医療特別会計	8,964万円	8,952万円	12万円

令和2年度こんな事業に使われました

行政防災無線戸別受信機設置



希望した村内556世帯に設置が完了しました。

村民へ布マスク配布



蓬田紳装で布マスクの生産が行われ全村民に配布されました。

リフト付きバスはまなす号購入



除雪ドーザ購入



新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業はほかにも……

- よもぎた応援商品券1万円分提供
- 村内中小企業に助成金
- 給食費3か月分無料
- 村内介護施設に助成金
- 水道使用料金2か月分無料
- 蓬田紳装経営継続支援金
- よもぎたアシスト株式会社に支援金
- 子育て世帯に支援金
- 65歳未満の村民インフルエンザ予防接種無料
- 消毒用アルコール等備蓄品購入
- 小中学校ICT環境の充実
- 村内施設にサーマルカメラ、空気清浄機等導入

決算審査意見

代表監査委員 武井昭夫 監査委員 森 弘美

村長より提出された決算書等の内容及び計数について審査したところ、計数的に正確であり、内容も正当なものと認定した。予算執行はおおむね適正であると認められるが、次の点を検討のうえ今後改善してもらいたい。

- 村税及び国民健康保険税の収入未済額の解消
- 介護保険料、水道使用料、住宅使用料の収納率及び収入未済額の解消
- ・決算の各数値から改善傾向がうかがわれるが、不納欠損処理によることから、安易に行うことなく、督促等引き続き滞納額解消に努めること
- ・水道使用料及び住宅使用料の滞納者には、村の条例や要綱に基づく滞納解消事務の運用を徹底し、滞納額解消に努めること
- ・滞納整理機構への委託のみならず、村の全庁体制をとるなど対策をすること
- ・時効を完成させることなく、必要に応じて時効中断措置、執行停止措置及び不納欠損処分など債権管理事務の適正化を図るよう徴収努力すること

令和2年度決算

財政健全化審査「いずれも適正」
財政の健全化は安定しているものと判定。(監査委員)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	黒字のためなし	15.0%
②連結実質赤字比率	黒字のためなし	20.0%
③実質公債費比率	2.7%	25.0%
④将来負担比率	負担額なし	350.0%

黒字決算や基準を下回っていれば適正である。

決算特別委員会の審議から

久慈省悟決算特別委員会委員長



鳥獣被害対策

Q (木村委員) 鳥獣被害対策実施隊報酬、会計年度任用職員報酬、職員手当等とあるが、どのようになっているのか。

A (高田産業振興課長) 実施隊報酬は、猟友会の駆除分で、90日分、2名での稼働の実績である。猿、鹿、イノシシの駆除としての活動になる。会計年度任用職員は2名で巡回してもらっている。

猿の追い払い、わなの見回り、猿の移動の調査等の費用である。職員手当等の時間外勤務手当は、職員による猿の追い払いや、研修会議等の手当てである。

Q (木村委員) 時間外勤務手当の不用額7万6000円はなぜこんなに上たのか。

A (産業振興課長) 猿の追い払いなど実際足りなくなることなど

いよう予算化しており、実際の猿の追い払いに対応した時間数がそれより下回ったということである。

Q (木村委員) 2年度の猿の被害状況はどうだったのか。

A (産業振興課長) 販売野菜でタマネギが1010円、トウモロコシ1540円の被害。販売野菜でない分は、総額1万3000円の被害となっている。位置的には郷沢よりも以北に集中している。



瀬辺地地区に試験的に置かれたスーパーモンスターウルフ。センサーで動物を検知するとオオカミ咆哮で威嚇音声を発する。首を左右に振り、目は赤く発光する。

消防団員報酬等の見直し

Q (坂本委員) 今年4月、消防庁長官から消防団員の報酬等の基準策定等について通達が来ている。各市町村の消防団員の報酬を年間3万6500円に引き上げ、出勤手当を1日当たり8000円にするなどがその内容だ。ま

た、報酬等は団員各自の口座に振り込むようにとも書かれている。我が村の団員報酬はいまだ1万2000円だ。これを引き上げる必要があるのではないか。

A (小松総務課長) 確かに通達が来ている。財源の確保など、その基準額で支払いができるかどうかまだ何とも言えない。今後、金額や支払いの方法など、消防団からの意見も集約しながら、協議、検討をしていく。3月に条例改正をする予定である。

Q (坂本委員) 私も以前、団員のとき会計をやっていたが、当時から自分たちの飲食は自分たちの報酬で賄うのが当たり前のようになっていて、何の疑問も持たないでやっていた。確かに報酬は個人に振込をするのが正しいやり方だ。ただ、分団の経費が少なくなれば、飲食等のお金も足りなくなると団員から集めるということになればそれも大変だ。経費への助成も検討してもらえないか。



令和元年度開催の村消防団観閲式
コロナ禍で2年おこなわれていない

A (総務課長) 飲食等は、やはり自己負担が当たり前と考えている。ただ、活動費が少なくなるようでは活動に支障を来すと思われるので、そこはバランスを取りながら考えたい。

学生支援給付金

Q (吉田委員) 何人に給付したのか。

A (木村教育課長) 全部で53名。村内に住んでいる学生に5万円で19名、村外に住んでいる学生には10万円で34名である。

給食費負担金の割合

Q (坂本委員) 賄い費が1079万円で、給食費の負担金が613万5000円となっている。その差額の465万5000円を村が負担している。



給食風景

ることになると思う。村の補助率は43%になるか。

A (教育課長) 令和2年度は、給食費はおおおね3割助成で、80円から90円の助成をしている。ただし、昨年は新型コロナウイルスの関係でさらに3か月無料の助成を行ったので、それを含めて、数字からいくと結果4割ほどの助成になっているが、通常であればおおおね3割の助成である。

水道料金の滞納

Q (坂本委員) 収入未済額の631万7000円という金額にびっくしている。ほかの自治体では長期に滞納をすると、何度も催促をしても支払いをしない場合は水道を止めることもある。村では、滞納者に対してどのような対策をしているのか。

A (稲葉建設課長) まず督促を出して、納付してもらえなければ電話または訪問をして、納入の相談をし、納めてもらうよう努めている。

上で、最低限の収入が得られないということになれば、やはり健康福祉課の生活支援に相談してもらいたいと考えている。

Q (坂本委員) 水道料金も払えないとなれば、相当生活に困窮していると言わざるを得ない。生活保護の申請をするように村からぜひ働きかけてもらえないか。

A (健康福祉課長) 水道料金を滞納していれば生活が苦しいという端的な判断では支援に直接結びつくものではない。その家庭の置かれている状況、資産等も含めて支援の判断となるので、水道料金が滞納されているので生活保護という考えではない。

Q (坂本委員) 水道を止めればいいと言っているのではなく、支払いができないのであれば、何らかの方法で救うか生活保護の申請も含めて検討しているのか。

A (高田健康福祉課長) 生活していく

反対討論



坂本 豊

もちろん市町村の問題だけではありませんが、村でできるだけ住民の暮らしを第一に考えるということになれば、私はいつも村長に国保税の引下げを求めてきました。できるだけ誠意を見せる村政をやってほしいということから反対します。

一般会計
国民健康保険特別会計
介護保険特別会計
後期高齢者特別会計
いずれにおいても私は予算のときに反対しているの
で決算でも反対します。

国保税の滞納が18%以上もあって、非常に高額になっていて、生活も厳しい、給料も上がらない、そういう中で税金だけが非常に高いというのではもう生活が成り立ちません。消費税を幾ら10%引き上げても、名目は社会保障費に回すと言いつつ、全然国は手当てをしてくれません。

主な条例改正等

■蓬田村個人情報保護条例の一部改正

情報ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更することに伴い、総務大臣から内閣総務大臣に変更する。

■特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

村長と各任命権者が協議して定める額を支払う非常勤のものを追加。庁舎建設に関するプロポーザル審査員を想定して改正。

■蓬田村手数料徴収条例の一部改正

地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの一括管理をしているため村の手数料徴収条例から削除する。

■蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の制定

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の課税免除について必要事項を定める。

免除期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

■蓬田村過疎地域持続的発展計画策定

法律の改正に伴い、青森県の過疎地域持続的発展方針が変更されたので市町村も現状に合わせて計画を変更する。大きな変更は移住、定住、地域間交流の促進、人材育成の部分。また、産業振興促進事項、再生可能エネルギーの利用促進について新しく追加されている。

計画の期間：令和3年度から令和7年度の5年間（詳細は蓬田村ホームページに掲載）

令和3年度 補正予算

9月議会で何が決まったの 主な項目をピックアップ

会計名	補正金額	予算総額
一般会計	2,100万円	23億2,068万円
特別会計		
学校給食センター	64万円	2,859万円
国民健康保険	274万円	4億8,763万円
簡易水道事業	-	1億1,002万円
介護保険	2,303万円	4億7,595万円
後期高齢者医療	12万円	8,194万円

（千円単位四捨五入）

主な予算項目

（千円未満四捨五入）

●期日前投票所用プレハブ小屋設置及び撤去工事費

64万円
コロナ禍の3密回避を考慮し、役場の駐車場の一角にプレハブ小屋を設置



期日前投票所

●災害対策費備品購入費

49万円
11月開催予定の避難訓練に係る経費（ヘルメット100個、メッシュのベスト160枚）

●高根地区用排水路補修工事費 129万円

広瀬川の頭首工から広瀬地区の田んぼへ水を引いている水路に排水溝7メートルとL型擁壁7メートルを敷設する工事費

●村道舗装補修工事費 238万円

高根地区の蓬田整備から高根スクールバス停までの舗装補修工事費

質疑

改修工事の受益者負担

Q（久慈議員）高根地区排水路補修工事や西股沢水路のり面改修工事は、本来は改良区事業で執り行うべきものと考えられる。高根地区は改良区には入っていないので村で改修工事をするのだと思うが、受益者負担は発生しているのか。

A（稲葉建設課長）高根地区用排水路は住宅地を流れる水路で、家庭用排水も流れている。このままでは家が傾く危険性もあるので、村がやるべきだと思う。西股沢水路のり面改修工事は以前、村が用水確保のために造った水路と思われるので、これも村がやらざるを得ない。負担金はゼロ円ということになっている。



高根地区の用排水路の崩れた箇所

庁舎建設設計業務
プロポーザル審査員

Q (小鹿議員) 弘前、八戸という話が出たので、恐らく大学の先生のことだと思つが、審査員の人数は何人予定しているのか。

A (工藤副村長) 今、実施要領等を検討しているところで、まだはつきりとは審査員の数等も決定していないが、5人以上10人以内を想定している。

避難訓練時の
ヘルメット

Q (柿崎議員) 村内の避難訓練でヘルメット100個では住民の数に足りないが、どのように活用するために100個を購入予定なのか。

A (小松総務課長) 10自治会に10個ずつで今のところは考えている。

また、今後も避難訓練等、実際の災害に備えて、その都度整備を考えていかなければいけない。

意見書

■コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
(柿崎議員発議)
全員可決で衆議院議長ほか国会、関係行政庁に意見書を提出

一目でわかる審議結果 〈9月定例会〉

		名 称	結果	賛成：反対
1	議案	蓬田村個人情報保護条例の一部改正	可決	7：0
2	議案	蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	可決	7：0
3	議案	蓬田村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	可決	7：0
4	議案	蓬田村手数料徴収条例の一部改正	可決	7：0
5	議案	蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の制定	可決	7：0
6	議案	蓬田村過疎地域持続的発展計画策定	可決	7：0
7	議案	蓬田村一般会計歳入歳出決算	認定	6：1
8	議案	蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算	認定	7：0
9	議案	蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認定	6：1
10	議案	蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算	認定	7：0
11	議案	蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算	認定	6：1
12	議案	蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認定	6：1
13	議案	蓬田村一般会計補正予算（第3号）	可決	7：0
14	議案	蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）	可決	7：0
15	議案	蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決	7：0
16	議案	蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決	7：0
17	議案	蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決	7：0
18	議案	蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決	7：0
19	発議案	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	可決	7：0

あなたの声を村政に

一般質問は、議員の日常活動と調査・研究・住民の声や自身の考え方をもとに、村長や教育長などに方針を問うものです。

議員一人当たりの制限時間は90分で、質問の回数は1つの質問につき、3回までです。



答弁する久慈修一村長（左） 質問する小鹿重一議員（右）

ページ	質問事項	質問議員
9	1. 要介護認定を受けている人の住宅改修について	久慈省悟
10～11	1. 民間建築物におけるアスベスト（石綿）対策について	小鹿重一
12～13	1. 玉松台周辺（野球場北側、元苗圃）の埋蔵文化財包蔵地について 2. インフルエンザのワクチン接種について	柿崎裕二
14～15	1. マルシェの運営について 2. 土地改良区への助成について 3. 資源ごみの収入について	坂本 豊

議事録は議会事務局や村のホームページで閲覧できます。

久慈省悟の一般質問

第3回定例会（9月9日）



介護の住宅改修を村内の建築業者に優先的に紹介できないか

（村）選択肢として村内業者も周知していききたい

Q

40歳以上の村民から介護保険料を徴収しているが、それは介護に必要な人たちを地域で支えようということから始まった介護保険事業のためだ。この介護保険の中で、要介護認定を受けている人たちが、手すりの設置などの住宅改修を行う場合、助成を受けることができる制

度がある。その改修工事を行う際に、村内の建築業者を優先的に紹介することはできないか。

A

（佐藤一仁住民課長）介護保険の住宅改修は、要支援、要介護認定を受けている方が、これまで住み慣れた自宅安心して暮らし続けるよ



トイレや廊下など生活動線に手すりをつけた村内の住宅

Q

私たちが納めている介護保険料は、地域を支えるという目的のものだ。介護保険での改修工事では、村外からの業者が来てリフォームを

村の建築組合に働きかける考えはないか

周知していききたい。

A

（住民課長）地域の建築組合に優先的にはできないが、介護保険の住宅改修のリスト等を作成して、この中から選んでもらうのも一つの手だ。住宅改修はいろいろな申請書や介護支援専門員が住宅改修に必要な理由書と、専門的な知識の方の下で行うのが一般的になっている。

専門的な知識が必要。利用者への不便にならないように考えている

行っているのが数多く見受けられる。私の家も、この制度を利用して改修工事を行ったが、やはり青森市内の工事業者であった。そのとき私が思ったのは、こういう事業は村の建築業を行っている事業主の方々にも参加の機会を提供できないのかということだ。様々な制約もあると思うが、地域の建築組合などに働きかけをするなどの考えはないか。

要望

様々な制度をどうやって住民に提供できるかが、所得向上に結びついていくことになると思う。課長が答弁したような複雑な事情があるかもしれないが、どうしたら村の建築業者の方々に参加してもらえるのか考えてもらいたい。

理学療法士など専門的な知識を持つ方が、利用者の運動量、運動力に合わせて、手すりは階段には必要だけれども廊下には必要ないなどを判断する。作業療法士になると、障害の程度にもよるが、手すりにゴムをつける、曲がりループを設置するなどの判断をする。村としては建築組合だけではなく今言ったような、専門的なことの方から人を入れて、利用者には不便がわからないようにと考えているので、ご理解をお願いしたい。



こしかじゅういち 小鹿重一の一般質問

第3回定例会（9月9日）

建設アスベストが施工されている 建築物は村内にどれくらいあるか

（村）今のところ村有も民間もない

Q

建設アスベスト（石綿）は、防音材、断熱材として、建物の壁・床・配管等に広く利用されている。かつて建設現場で働いた人がアスベストを吸い肺がんなどを発症したとして、元労働者と遺族らが国に損害賠償を求めた上告判決で、最高裁が今年5月、国が対策を怠ったのは違法との判断を示している。また、解体工事費用が膨大な金額になるなど社会問題化している。

有建築物は今のところないと確認している。民間の建築物も、調査が行われているようなことを耳にしたことがないので、役場としてはデータを持っていない。

対象は、昭和31年から平成18年までの間に建設された建築物が該当することになっている。

国、県、村からのアスベスト除去のための補助はあったのか

Q

アスベスト除去に対する国・県の補助制度は終了したと聞いている。また、村には補助制度がなかったと理解しているが、この経過と実態はどうなのか。

また、アスベストを除去する場合の補助金は、地方公共団体が実施する場合は補助率が3分の1以内、民間事業者が実施する場合は地方公共団体の補助額の2分の1以内で、かつ全体の3分の1以内となっている。着手の期限は、民間は

国の補助制度はある

A

（総務課長）国の補助金は、アスベストが含まれているかどうかを調査する場合の補助金は、補助額は、原則として1棟当たり25万円となっている。受付する期間は、民間の建築物は、着手期限が令和7年度末まで、市区町村有建築物は、着手期限が令和5年度末で終了となっている。

令和7年度末まで、市区町村の場合は令和5年度末となっている。

村の補助制度は、今までも現時点でも制度がない。

また、補助金の対象となる部分の定義だが、アスベストを吹きつけする場合と、アスベストを含んだ□クワールを吹きつけする場合となっており、アスベストが入っているもの全てが対象ではない。

長科新公民館の解体には高額のアスベスト除去工事費が必要

Q

村ではアスベストの調査をしたことがないようだが、非常に困っている事案、長科新公民館の例を紹介する。

長科新公民館は昭和54年の建設で築42年、建築面積は約570平方メートルの鉄骨コンクリート造りである。経年の劣化で、屋根・壁・天井・ボイラーなどの損傷が目立ってきたこと

と、新公民館の利用回数が過去5年間でわずかに5回という状況から、維持管理の問題もあり、解体計画が持ち上がった。

そこで、令和元年11月に見積りをしてもらったが、解体工事一式で2805万円であった。そのうちアスベスト除去工事が1546万5000円となっている。特別管理産業廃棄物として処理されるため特殊な工事となり、極めて高額な工事費である。長科自治会の財源では解体工事ができない状況であり、自治会では大きな課題となっている。当村に限らず他の市町村でも、アスベスト除去工事の費用問題は必ず出てくるものと思う。

そこで、村、町村会から県・国へアスベスト除去に対する補助制度の創設を要望してもらいたい。補助制度があるそうだが、新たに強くお願いしてもらいたい。村でも、長科自治会のような建物もあるので、補

A

（小松生佳総務課長）吹きつけアスベストが施工されている村

吹きつけアスベスト等が施工されている村有建築物と民間建築物は村内にいくらかあるのか。



長科新公民館。40年以上前に建てられた建物はアスベストが使用されている

助制度創設の可能性を探ってもらいたい。

県の動向を見ながら検討していきたい

A (総務課長) アスベストの補助金が終了することについては、

県議会などで、存続するよう国に働きかけたほうがいいのではないかと話が出ています都道府県もあるようだ。

補助金の制度は、もう建て替えの時期になっている建物の中に使われているアスベストが問題になっているので、青森県に限った話で言うと、補助金制度を創設するなど話題になったということはまだ耳に入ってきていない。今後大きな市部であれば、建物自体にも吹きつけされたアスベスト等が多分出てくるので、話が出てくるのかなというところで、県等の動向を見ながら検討していきたい。

自治会だけの財源では工事ができない

Q

長科自治会だけの財源ではとても解体工事はやれない。中央公民館の分館でもある。何かいい方策はないか、自治会では大きな話題になっている。

やはりこういう問題は、末端からつなげていって県にお願いする、県から国にお願いするというような働きかけをしていかないと、なかなか国では腰を上げないというところ。村長の見解をうかがいたい。

自治会と行政の話し合いをした上で要望を

A

(久慈修一村長) 長科新公民館の状況は聞いていたが、金額など細かいところは私も把握していないかった。本来、所有者が長科自治会で、建築されたのもそうだし、2800万円という解体費用も

非常に多額だと思う。

ただ、国には補助制度があるが、村でどういう助成の仕方ができるのかというのは、非常に難しい問題だと思う。町村会に補助制度の創設なり、延長なりを要望してくれというのは要望することはできるが、その3000万円弱の解体費用をどう工面するか、やはりきちんと法律的な体系、自治会との調整など行政と話し合いをしないとかなかなか結論を出せないと思う。その上で国・県に要望していくのが正しいのではないのか。

要望

例えば自治会で賦課金を集めて、1戸当たり10万、20万円を集めてやれば、それは簡単な話だが、今の状況ではそういうこともできない。現状では徴収している賦課金で手いっぱい。何とかよい方向に進むようお願いする。



柿崎裕二の一般質問

第3回定例会（9月9日）

玉松野球場北側の発掘調査の経緯と現在まで

（村）2度試掘調査済み、現在は土捨て場

Q 役場庁舎建設検討委員会の中で多数の建設候補地が挙げられた際、村内には多くの遺跡があるという事であった。

庁舎建設に当たり、地震による津波被害が懸念され、村内構造物はなるべく高台へ建設することが望ましいとされている。玉松カントリーパーク多目的広場周辺が村内では一番高台で、津波を想定した場合、最も安全な場所と考えられるものの、遺跡文化財包蔵地のため、土地の有効活用が困難である。今後その場所を活用するとなると、遺跡発掘調査を終えることが必要になる。

玉松周辺野球場北側の発掘調査が以前に行われたと聞いている。その経緯と現

在までの状況はどのようになっていたのか。

A （木村伸一教育課長）玉松台周辺の遺跡調査は、村が開発行為を行う目的として、過去2度、玉松台遺跡の試掘調査を実施している。1回目は平成2年7月、現在の野球場の場所を試掘調査した。

結果は、遺跡は既に破壊されており、発掘調査は必要ないと結論づけられ、本調査は行われず工事に着手している。2回目は玉松カントリーパーク多目的広場の建設目的として、平成11年5月から約3か月、野球場北側の試掘調査を実施した。調査の結果、本格的な発掘調査が必要な遺構・遺跡等が発見された。その

後、本調査は実施されていないので、多目的広場の建設は断念し、現在は土捨て場となっている。

村で調査はしないのか

Q 野球場北側の試掘調査を私なりに調べたが、大体平安時代の集落の跡が発見されたということだ。また、縄文時代の遺跡も出土しており、複合遺跡であることが判明している。本格的な調査を行えば縄文時代の遺構が発見される可能性が大いにある。また、漁網につけるおもりのようなものが発見されており、縄文時代前期初頭の漁業活動の一端をつかぎたい。このように、縄文時代前期初頭の漁業活動の一端をつかぎたい。このように、縄文時代前期初頭の漁業活動の一端をつかぎたい。このように、縄文時代前期初頭の漁業活動の一端をつかぎたい。

後、本調査は実施されていないので、多目的広場の建設は断念し、現在は土捨て場となっている。

Q 今後必要であれば行いたい

A （教育課長）今後、遺跡の発掘など、例えば何か建物を建てて有効利用をするならば、十分検討して、必要であれば必要な調査を行っていきたい。

後、本調査は実施されていないので、多目的広場の建設は断念し、現在は土捨て場となっている。

面積と所有者、土捨て場になった経緯は

Q 野球場北側の面積とその所有はどこになっているのか。

また、その場所は土捨て場とのことだが、重要な埋蔵文化財があるのにそこに土を置いた経緯をお知らせ願いたい。

出ている。村で本格調査をし、村の遺跡文化財を将来に引き継いでいくことが重要と考える。村としてはどのように考えるか。

A （稲葉正明建設課長）敷地面積は3万4071平方メートル、所有者は蓬田村である。

村発注のよもつと団地の建設工事、蓬田川のしゅんせつ工事、中沢川のしゅんせつ工事等から出た残土を置いている。※しゅんせつ工事・・・泥上げ工事



現在は土捨て場になっている野球場北側の村有地
貴重な埋蔵文化財が埋まっていると言われる

機会があれば調査するのか

Q 今後、残土を別の場所に移して、文化財の埋設がある場所はしっかりと保存して残すという機会があったら、本格調査を行う考えはあるか。

土地の有効利用が決まれば残土を移す

A (建設課長) 土地の有効利用が決まれば、残土の置場の土地を探して現在の場所から残土を移動することになると思われる。

公共施設戸別施設計画

Q やはり残土置場を確保することが先決だと考える。

その土地の埋蔵文化財包蔵地発掘調査を進め、遺跡が出土した場合、調査を終えた後の土地の有効利用を

進める考えがあるか。村長から見解を聞きたい。

庁舎建設等が片付いたら検討したい

A (村長) 報告書には非常に有用な遺物があると報告されている。

私としては発掘はしたいが、やはり残土の移動だけでもかなりのお金がかかること、また、3400平方メートル余りの土地の発掘を補助金なしで短期でやらなければいけないことが非常に苦しいところである。

現在、庁舎建設や別の政策の財源需要があるので、それらがある程度片づいた時点で、やはりもつ一度考えなければいけないと思っている。村の遺跡地が開発の制約になるとなれば、やはり順次発掘調査しながら、保存するものは保存していかないと将来にもその土地利用に制約を受けるので、前向きに検討していきたいと思っている。

今年度インフルエンザの予防接種は無料でできるのか

(村)65歳未満は今後の動向次第

Q 新型コロナウイルスが猛威を振る

い、いまだ感染が衰えることがない状況の中、医療の受け入れが間に合わず、一般外来も満足に受け入れてもらえない現状で、もし今年インフルエンザの感染が増えた場合、医療の混乱を招くのは目に見えている。

令和2年度では、我が村でもインフルエンザ予防ワクチン無料接種を実施し、非常にインフルエンザになつた方が少なかった。そこで、今年度も村では予防接種を無料で行う予定があるのか。

A (高田一憲健康福祉課長) 昨年度、

例年行われている65歳以上の住民に対する接種助成事業と併せて、コロナ禍において同時流行が危惧された中で、万全を期したいことから緊急的に65歳未満の住民に対しても接種助成事業を行った。また、昨年度のインフルエンザ感染者は予防対策の充実により、ほとんど見られなかった。

現在、65歳以上の住民には、法律に基づき村が主体となつて実施するための体制を整えている。また、65歳未満の住民には、昨年度、国の財源を活用しながら緊急的に行つたが、今年度は今後の動向を注視しながら考えていきたい。

要望

今後は65歳未満は動向を見ながら対応していきたいということだったが、やはり今はもう新型コロナウイルスの猛威そのものに住民がおびえている状況で、インフルエンザの感染がまた広がってくれば、もつぱり二ツクになるような状況が目に見える。
状況を踏まえるのは大事だが、無料接種を行うありきの考えで押し進めてもらいたい。



坂本 豊の一般質問

第3回定例会（9月9日）

物産館マルシェの運営を 改めていく必要はないか

（村）今の指定管理料は必要

Q 先般、よもぎたアシスト側の決算報告があった。物産館マルシェの運営は赤字経営で、管理委託料の増額で運営を維持している状況と聞かれる。この状況は、改めていく必要があるのではないか。

A （高田徹産業振興課長）マルシェ指



物産館マルシェ

定管理料は、令和元年度から現在の額665万円となっている。この指定管理料は、施設の目的、業務内容等を精査し積算を行っている。

今後もマルシェの運営をしていくためには、この指定管理料は必要と考えている。

給料のために指定管理委託料を払っているように思える

Q マルシェの管理委託料は決算書では732万円だが、物産館そのものの管理委託料は590万円、残りは海の情報館や海水浴場の管理委託料も含まれている。決算書の内容を見ると、よもぎたア

シスト側の仕入れの販売が618万円、手数料収入が147万円となっている。農家の販売は、900万円から1000万円程度で、その手数料が147万円とすることで、農家の皆さんも結構販売をしている。だが、一般管理費が1056万円、売上利益金額が1093万円ということ、それに基いて管理委託料を計算して赤字にならないようにしていると思われる。

平成30年の資料では、マルシェの管理委託料が235万円となっていた。このときは75万円ほどの赤字になっている。赤字を解消するために管理委託料を上乗せしている。

私は、温泉は福祉施設として必要なので、維持して行くために致し方ないと思うが、物産館は物を販売する上で、多額の税金をかけてまで販売をしているという例はほとんどないのではないかと思う。よもぎたアシスト側全体

で3200万円の管理委託料、マルシェは約600万円の委託料を支出しているが、そのうち給料が470万円計上されている。給料を払うために管理委託料を払っているというふうには捉えられても仕方がない。村長は買物難民のために必要だと以前答弁していたが、マルシェに買物を依存している住民は何人ぐらいいるのか。

マルシェは特産品の宣伝、情報発信、地域の食料調達の場

A （産業振興課長）利益のことだけを考えれば高いのかもしれない。しかし、マルシェの目的として、村特産品の宣伝、情報発信の場、また地域の食料調達の場となっており、運営の継続は必要と考えている。何人がマルシェを訪れているかは、手持ちの資料はない。

運営を続けるのか

Q 以前、村長はマルシェの運営は東京オリピックが終わる頃までには見直しをするという答弁をした。東京オリピックが終わった今、マルシェの運営をこのまま続けていくのか。

村の顔として維持する

A （村長）玉松海岸、玉松台を含め、あの地域はCCZ事業で開発してきたが、やはり村の精神文化を支える場所であり、観光地でもある。それをどう充実させていくか。産業振興課長が言ったように、産直所としての問題もあるが、それ以外に村の顔として、マルシェを維持するしかないと思っている。管理委託料は必要経費をきちんと計算を出したもので、赤字という捉え方はしていない。

土地改良工事への助成要望は どうなっているのか

(村)毎年度助成している

Q 土地改良区の中
沢・長科地区管理委
員会が水田の用水路などを
視察をして会議を開いた。

現在、米の値段が安い中
で、農家から管理委託料を
集めることが大変な時代
だ。村の1次産業を守るた
めに土地改良工事の経費に
助成してもらいたい。土地
改良区からの要望はどのよ
うになっているのか。

A (建設課長) 村で
は土地改良区から
の要望を受けて、中沢・長
科地区や郷沢地区のため池
のしゅんせつ工事や用水路
補修工事など、毎年度80％
90％を超える助成をしてい
る。今年度も蓬田川から取
水している頭首工の一部破
損箇所の補修工事、約15

6万円に対して80％を助成
する見込みである。
改良区以外も要望が
きたら対応願いたい

Q 土地改良区の事業
が始まって50年以
上が経過をし、かなり傷ん
でいるところがある。広瀬
や瀬辺地など改良区に入っ
ていないところも今後、要
望が来た場合には対応する
よう求める。

A (村長) 農業も漁
業も村民の生活を
支える生産の基盤施設は村
が整備するという基本的な
考えには変わりない。今後
も整備を続けていきたい。

整備を続けていきたい

中止になった廃品回収の収益を 子ども会に配分できないか

(村)手数料の増加は見込めない

Q 今年度の予算で
は、一般廃棄物処
理手数料の収入が137万
円計上されている。資源ご
みの収入は、子ども会によ
る廃品回収が中止になった
ために増えると予想され
る。その増加分を子ども会
に配分できないか。

A (健康福祉課長)
今年度予算の歳
入、一般廃棄物処理手数料
137万円は、前年度対比
で45万円の増額をしてい
る。この増額は、2年に一
度実施の家庭系粗大ごみ回
收事業が今年度行われるこ
とによるものだ。また、資



令和2年11月に行われた秋の廃品回収

源ごみの古紙等で出された
数量及び手数料は、令和元
年度と2年度対比で6トン
ほど増加しているが、買取
り単価の低下で約10万円の
減額となっている。今年度
も、子ども会の廃品回収が
行われないことによる数量
の増加は見られるものの、
昨年度よりさらに買取り単
価が下げられたこともあ
り、手数料の増加は見込め
ないものと考えている。

子ども会から予算不足の
声はないが今後意見を聞
いていく

A (教育課長) 廃品
回収の実施は、子
ども会の役員会で決定して
行っているが、コロナ禍で
廃品回収の事業だけでなく
子ども会の事業も縮小され
ている。各子ども会から予
算が不足しているという話
は出ていない。今後意見を
聞きながら、支障があるの
であれば、予算も考えてい
きたい。

15 議会だより

要望書提出

米価下落に対する農家支援対策を



左から小鹿重一副議長、久慈修一村長、木村修議長

9月27日、今年度の米価下落に対し、村議会から久慈村長へ、地域経済を守り、農家が営農を継続できるように要望書を提出しました。これを受け、村長は「支援対策をやらなければいけないことははっきりしている。しかし、どこまで補てんするか、公感感がなくてはいけないので検討していく」と述べました。

要望書の内容は次のとおり。

- ・航空防除代金への追加助成
- ・来年产米の種もみ購入費の補助
- ・他市で表明しているものと同程度の農家の赤字分への助成
- ・米収穫後の経費払いに向け、農家支援のための各種対策の早期実現

追跡

令和3年度当初予算で可決されました
あれから・・・



工事前



工事後

よもつと団地集会所 外壁改修工事

平成26年度に建設された集会所の外壁改修及び塗装工事が行われました。合わせて、あずまやの塗装工事も行われています。

— お詫びと訂正 —

前号よもぎた議会だより第206号13ページ3段目、答弁の見出しの文言に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

正 重要度、景観、経費負担
誤 重要度、警官、経費負担

皆さんの声をお聞かせください

村民の皆さんに伝わる広報、広聴広報の誌面作りを目指し、ご意見、ご要望をお待ちしております。

青森県蓬田村議会 広報編集委員会

委員長：坂本 豊
副委員長：柿崎裕二
委員：吉田 勉
委員：川崎憲二
電話 0174-27-2111
(内線900, 901)

◀◀ 傍聴をお待ちしています ▶▶

村政の主役は、村民のみなさんです。議会だよりでは、スペースの都合上、要約してありますので、村の今とこれからをよく知るには、臨場感のある傍聴がイチバン！

12月定例会は、12/7開会予定です。役場2階でお待ちしています。

このような情勢の中、岸田内閣が発足し衆議院解散、そして選挙。各政党も色んな政策を掲げていますが、私たちは一刻も早い経済の回復と安定した生活を手に入れたいということに尽きると思います。そのためには支援策が必要不可欠だと思いますので、次期政権には的確な支援策をお願いしたいものです。

私たち議会も当村において何ができるのか真剣に考え村民の生活安定のために尽力したいと思います。
(かわけん)

編集後記

コロナ、コロナ、コロナ。まだまだ経済に多大な影響を及ぼしている昨今、農業にも大打撃。米価の下げ幅が過去最大の3400円。1俵8000円では、生産農家にとって大幅な減収が見込まれ、生産意欲の減退に拍車がかかりかねない状況です。